

# 土木部建築工事成績評定要領

## （目的）

第1 この要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年3月31日法律第18号）第6号に基づき、土木部建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、もって請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

## （評定者）

第2 建設工事の成績評定者（以下「評定者」という。）は土木部建築工事監督要領（平成2年4月1日付け技第5号 改正平成18年3月31日付け技第187号）第5条（第7条に定める監督員を除く。）に定める総括監督員、主任監督員又は一般監督員及び土木部建築工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号 改正平成20年6月30日付け技第97号）第4条に定める検査員とする。

ただし、この規定により難しい場合は技術管理課と協議するものとする。

## （対象工事）

第3 評定の対象は、原則として1件の当初設計額が500万円以上の土木部が発注する建築工事とする。

## （評定の時期）

第4 総括監督員、主任監督員及び一般監督員にあつては、竣工及び部分竣工検査の時期に行い、検査員にあつては、出来形検査を除き、検査の都度行う。

## （評定の内容及び方法）

第5 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

2 評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごと独立して的確かつ公正に行うものとし、評定の方法は次に掲げる事項による。

（1）評定は「成績評定書」（様式第1号）、「細目別評定点採点表」（別記様式第2）、「考査項目別運用表」（別紙1～別紙3）、「施工プロセスチェックリスト」（別紙4）により行うものとする。（以下「評定表等」という。）

（2）工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

## （評定表等の提出）

第6 監督員及び検査員は、竣工検査・部分竣工検査を完了した場合は、遅滞なく当該検査の結果について評定を行い、評定表等に検査状況写真を添付して、一件の契約金額が5,000万円以上の工事にあつては土木部長に、また一件の契約金額が5,000万円未満の工事にあつては技術管理課長に報告する。

2 出来形検査を完了した場合は、工事金部分払（工事金年度精算）検査書（土木部所管建設事業事務処理要領第4号様式甲または乙）により検査状況写真を添付して、技術管理課長又は当該工事を発注した所属長にそれぞれ報告する。

3 検査員は、中間検査・部分使用検査を完了した場合は、成績評定書（様式第1号）、考査項目別運用表（別紙1～別紙3）に検査状況写真を添付して、一件の契約金額が5,000万円以上の工事にあつては土木部長に、また一件の契約金額が5,000万円未満の工事にあつては技術管理課長に報告する。

(評定結果の通知)

第7 土木部建築工事検査要領第4条に基づき検査員を命じた者は、第6第1項の評定表等の報告があった後、部分竣工検査を完了した場合を除き、対象工事の請負者に対して評定点を別記様式第1により通知するものとする。

(評定の修正)

第8 第7の通知を行った後、請負者の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合など、当該評定を修正する必要がある場合は、評定の修正を行うものとする。

2 前項の規定に基づく修正を行ったときは、その結果を別記様式第2により通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第7又は第8の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して15日以内に書面により、技術管理課長または事業担当課(所)長に評定点について説明を求めることができるものとする。

2 技術管理課長または事業担当課(所)長は、前項による説明を求められた場合、速やかに別記様式第3により回答するものとする。

3 技術管理課長または事業担当課(所)長は、前項の回答をする場合、建設工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(再説明請求等)

第10 第9第2項の回答を受けた者は、通知を受けた日から起算して15日以内に書面により、技術管理課長または事業担当課(所)長に評定点について再説明を求めることができるものとする。

2 技術管理課長または事業担当課(所)長は、前項による再説明を求められた場合、速やかに別記様式第4により回答するものとする。

3 技術管理課長または事業担当課(所)長は、前項の回答をする場合、原則として建設工事成績評定評価委員会による審議を行うものとする。

附則

(施行期日)

平成9年1月1日施行(平成8年12月18日技第69号)

平成14年4月1日改正施行(平成14年3月29日技第213号)

平成14年11月1日改正施行(平成14年10月16日技第131号)

平成16年5月1日改正施行(平成16年4月30日技第33号)

平成18年4月1日改正施行(平成18年3月31日技第187号)

平成20年6月30日改正施行(平成20年6月30日技第97号)

平成23年4月1日改正施行(平成23年4月1日技第8号)

第 号  
平成 年 月 日

(契約の相手方)  
商号又は名称  
代表者氏名 様

奈良県 土木部 技術管理課長  
(奈良県 ○○○○○事務所長)

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。  
なお、評定結果に疑問があるときは、当職に対しその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して15日(「休日」を含む。)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせは下記のとおりです。

記

- 1 工事名・工事番号 ○○○工事 第○号
- 2 工期 平成○年○月○日～平成○年○月○日
- 3 竣工検査年月日 平成○年○月○日
- 4 成績評定 ○○点 (細目別評定点は、別表1のとおり)
- 5 送付先 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県土木部技術管理課長 াতে  
( 奈良県○○○○事務所長 াতে)
- 6 手続き等の問い合わせ先 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県土木部技術管理課  
建築技術グループ  
( 奈良県○○○○事務所 )  
○○課

別表 1

## 細 目 別 評 定 点

評 価 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3点
	II. 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0点
	II. 工程管理	/ 8.1点
	III. 安全対策	/ 8.8点
	IV. 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9点
	II. 品質	/ 17.4点
	III. 出来ばえ	/ 8.5点
4. 工事特性 (加点のみ)	施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	/ 5.7点
6. 社会性 (加点のみ)	地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等 (減点のみ)		
評 定 点 合 計		/ 100点

第 号  
平成 年 月 日

(契約の相手方)  
商号又は名称  
代表者氏名 様

奈良県 土木部 技術管理課長  
(奈良県 ○○○○○事務所長)

工事成績評定通知書(修正)

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。  
なお、評定結果に疑問があるときは、当職に対しその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して15日(「休日」を含む。)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせは下記のとおりです。

記

- 1 工事名・工事番号 ○○○工事 第○号
- 2 工期 平成○年○月○日～平成○年○月○日
- 3 竣工検査年月日 平成○年○月○日
- 4 成績評定 ○○点 (細目別評定点は、別表1のとおり)
- 5 送付先 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県土木部技術管理課長 াতে  
( 奈良県○○○○事務所長 াতে)
- 6 手続き等の問い合わせ先 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県土木部技術管理課  
建築技術グループ  
( 奈良県○○○○事務所 )  
○○課

別記様式第3

第 号  
平成 年 月 日

(契約の相手方)  
商号又は名称  
代表者氏名 様

奈良県 土木部 技術管理課長  
(奈良県 ○○○○○事務所長)

工事成績評定に係る説明書(回答)

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 工事名・工事番号
2. 疑問に対する回答

別記様式第4

第 号  
平成 年 月 日

(契約の相手方)  
商号又は名称  
代表者氏名 様

奈良県 土木部 技術管理課長  
(奈良県 ○○○○○事務所長)

工事成績評定に係る説明書(回答)

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 工事名・工事番号
2. 疑問に対する回答